

財務省第5入札等監視委員会

平成28年事務年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成29年4月13日（月）東京税関 会議室	
委員	委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 福島洋尚（早稲田大学大学院教授） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成28年10月1日（土）～平成28年12月31日（月）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：知的財産侵害物品の国内流入防止のための広報啓発活動に関する広告デザイン制作 契約相手方：株式会社日本広告社(法人番号1011101048439) 契約金額：1,998,000円 契約締結日：平成28年12月16日 担当部局：東京税関
2 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：横須賀港浮棧橋移設に伴う地質調査 契約相手方：興亜開発株式会社(法人番号9010601010479) 契約金額：11,880,000円 契約締結日：平成28年12月26日 担当部局：横浜税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：成田国際空港第3ターミナルビル監視カメラシステム 契約相手方：株式会社システムブレイン(法人番号7430001007457) 契約金額：12,204,000円 契約締結日：平成28年12月26日 担当部局：東京税関（成田税関支署）
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関資料展示室改修に係る請負契約 契約相手方：株式会社乃村工藝社(法人番号4010401023652) 契約金額：14,580,000円 契約締結日：平成28年10月17日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：知的財産侵害物品の国内流入防止のための広報啓発活動に関する広告デザイン制作</p> <p>契約相手方：株式会社日本広告社 (法人番号1011101048439)</p> <p>契約金額：1,998,000円</p> <p>契約締結日：平成28年12月16日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>広報啓発活動について説明願いたい。</p> <p>総合評価について説明願いたい。</p> <p>知的財産にかかる啓発活動はいつから実施しているのか説明願いたい。</p> <p>市場価格調査したA社が応札しなかった理由を説明願いたい。</p>	<p>昨今のインターネット商取引の活発化により、知的財産侵害物品の売買にもインターネットが利用されていることから、インターネット利用者が日常的に利用している媒体に税関HPに誘導するためのバナー広告を掲載し、知的財産侵害物品を容認しない、購入しないという知識と意識の更なる向上を目的とした啓発活動が必要となっている。そのため、バナー広告のデザイン（動画・静止画）及び公共施設・公共交通機関に掲示する当該デザインと関連性のあるポスター用版下の制作を調達したものである。</p> <p>税関における広報啓発活動は、国民に対する税関の認知向上、水際取締りに対する検査協力要請及び密輸情報の提供依頼を目的とし、空港等における広報展示スペースの整備や、ポスター、空港内ビジョン放映等、税関ホームページ及び税関公式SNSを活用した情報発信のほか、主に税関教室、密輸撲滅キャンペーン等、税関展及び見学案内といった活動を行っている。</p> <p>入札説明会において、評価基準、評価項目等を提示した上で、競争参加者に対して広告デザインの提案を求め、価格とデザイン性、メッセージ性等の要素を総合的に評価して、最も優れた内容の提案をした者との契約を行ったものである。</p> <p>税関では、侵害物品の国内流入防止のための広報啓発活動を平成16年度から行っている。</p> <p>期日までに提案が間に合わなかったと聞いている。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：横須賀港浮棧橋移設に伴う地質調査 契約相手方：興亜開発株式会社 （法人番号9010601010479） 契約金額：11,880,000円 契約締結日：平成28年12月26日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算方法について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、現在、横浜市新港埠頭に係留している監視艇「みらい」の横須賀港への移転に伴い、浮棧橋を移設することとなったため、移設先において浮棧橋を適切に固定するために必要となる設計（杭の長さや太さ、本数等）に先立ち、の地質調査を実施したものである。</p> <p>本調達における予定価格は、積算資料等の定期刊行物と積算基準に基づき、調査箇所数、推定調査深度等から使用機器、人件費を算出して積算を行った。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 契約件名：成田国際空港第3ターミナルビル監視カメラシステム 契約相手方：株式会社システムブレイン (法人番号7430001007457) 契約金額：12,204,000円 契約締結日：平成28年12月26日 担当部局：東京税関（成田税関支署）</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>一者入札の要因について説明願いたい。</p> <p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>不正薬物、けん銃等社会悪物品の国内流入を防止することを目的として、空港を利用し、入国する旅客の動静に関して、カメラによる監視を行い、不審者の発見、追従、人物特定など旅客動線の盲点を縮小するとともに取締業務の円滑な推進を図るために導入する監視カメラシステムの調達である。</p> <p>入札事項等の説明をした者のうち、入札を辞退した者に聴き取りを行ったところ、主な理由は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の余力がないことから、期限内に機器の選定及び工事の積算ができず、完成図書の提出も困難と思われたため。 ・空港内作業に詳しい業者に工事を依頼しようとしたが、交渉が失敗したため。 ・税関への納品前にカメラ等代金をメーカーに支払わなければならないが、税関からの入金まで当該代金を立替えておく余裕がないため。 <p>また、成田空港での作業は初めてという者も見受けられたことから、希望者に対して設置予定場所、搬入ルート of 現地案内や施設全般を管理している成田国際空港株式会社への工事等申請手続きを教示する等、多くの応札者が集まるよう努めたが、結果として一者入札となった。</p> <p>予定価格の積算に当たり、複数者から見積りを徴し、各項目の最低価格を参考にしたため、厳しい予定価格となったと思われ、かつ1回目では落札せず、3回目の入札での落札となったため高落札率になったものと思料される。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：横浜税関資料展示室改修に係る請負契約 契約相手方：株式会社乃村工藝社 (法人番号4010401023652) 契約金額：14,580,000円 契約締結日：平成28年10月17日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>改修の必要性について説明願いたい。</p>	<p>当関の資料展示室（以下、「展示室」という。）は、横浜港の観光スポットに位置し、国内外の観光客が多数訪れ、税関の広報活動に大きな役割を担っている中で、政府主導により観光立国実現に向けた取組を拡充するとして、訪日外国人に対する受入態勢の整備が急務となった。</p> <p>これを機会に、老朽化した展示物の更新や、多言語標記の充実化を目的として、展示室の設備改修を実施したものである。</p> <p>当該展示室は、平成15年度の横浜税関本関庁舎改修と同時期に新規オープンしたものであり、映像機器の経年劣化による故障に加え、税関紹介ビデオや当関での摘発事例の展示物などが古い情報のままであった。</p> <p>改修に至る経緯として、平成28年5月、政府の観光立国推進閣僚会議において、「『魅力ある公的施設』を、ひろく国民、そして世界に開放し、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」との目標が掲げられ、多言語対応による情報発信など観光に対する多様なニーズにきめ細かく対応するよう求められることとなった。</p> <p>また、横浜税関本関は、平成13年に「横浜市認定歴史的建造物」として横浜市から認定され横浜港の歴史的シンボルとして国内外の観光客が訪れていることから、「HPにおける英語での庁舎見学会案内」、「案内リーフレットの英語版作製」、「見学会の説明における英語対応」が必要とされた。</p> <p>現行の展示室では、一部の展示において英語表記で説明しているものの、多くは日本語のみであ</p>

意見・質問	回答
<p>高落札率の要因について説明願いたい。</p> <p>総合評価方式の入札を実施しなかった理由について説明願いたい。</p>	<p>ったことから、個人が携帯するスマートフォン等のアプリを活用し、QRコードを読み取ることで多言語対応の説明文が掲載されたサイトに案内する「QR Translator」を導入することとした。これにより、英語のみならず、韓国語、中国語での見学が可能となった。</p> <p>更に、横浜税関を中心とした横浜港の歴史とともに、歴史的建造物の魅力を紹介する展示物を新設し、国内外のより多くの観光客に税関業務と横浜税関の魅力をPRすることとした。</p> <p>これらの広報活動の強化により、一層の税関行政への理解、イメージアップを図ったものである。</p> <p>本調達における予定価格は、㊦「詳細設計費」、㊧「製作費」及び㊨「一般管理費」の3項目にて積算したものであり、上記㊦及び㊨については、履行可能業者からの聴取価格と積算資料に基づく価格を比較し、より安い価格を採用した。また、上記㊧については“特注”に要する費用のため、複数の業者からの聴取価格を比較し、より安価な見積価格を採用したものである。</p> <p>当該契約にあつては、納品物が一般的に流通していない制作物であり、より安価な見積価格を採用したことが要因となり、高落札率となったものである。</p> <p>当該契約は、現行の展示室を改修することが目的であり、企画提案を要するような、展示室の刷新を予定したものではないため、一般競争入札としたものである。</p>